

印西市産業用地適地選定・可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本要領の目的

この要領は、印西市産業用地適地選定・可能性調査業務（以下「本業務」という。）の受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本業務

(1) 業務名

印西市産業用地適地選定・可能性調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「印西市産業用地適地選定・可能性調査業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 1 月 31 日（月）まで

(4) 委託料上限額

16,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（各年度支払限度額）令和 8 年度 0 円

令和 9 年度 16,500,000 円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人（個人での応募は不可）であって次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本実施要領掲載日から契約締結までの期間において、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 27 年告示第 69 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本プロポーザルの公告の日において、令和 8・9 年度印西市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、資格者名簿に掲載されていない者の場合、「6 参加申請の手続き(1)の提出書類⑤その他事業者に関する書類」を追加提出することで参加可能とする。
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けた場合は 2 年間を経過していない者、本プロポーザルの審査（プレゼンテーション）日前 6 か月以内に手形・小切手を不渡りした者、会社更生法の適用申請をした場合は同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、民事再生法の適用申請をした場合は同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年告示第 95 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、他の地方公共団体と同

種の業務の契約を締結し、履行した実績があること。（履行中も含む。）なお、適地選定に関する業務及び可能性調査に関する業務をそれぞれ1件以上の実績があることとする。

- (7) 本業務を遂行するための十分な業務遂行能力及び適正な業務執行体制を有すること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、印西市（以下「市」という。）ホームページにおいて告知する。

内容	期日・期間等
実施要領の公表・提出書類等の配布	令和8年8月17日（月）～ 令和8年8月28日（金）
質問受付期間	令和8年8月17日（月）～ 令和8年8月24日（月）16時30分
質問回答	令和8年8月26日（水）まで
参加申請書等受付期限	令和8年8月28日（金）16時30分
一次審査結果通知予定日	令和8年9月4日（金）
企画提案書等受付期限	令和8年9月25日（金）16時30分
二次審査（プレゼンテーション） 予定日	令和8年9月30日（水）
二次審査結果通知予定日	令和8年10月6日（火）（予定）
契約締結予定日	令和8年10月中旬（予定）

5 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、令和8年8月24日（月）16時30分までに、「別紙 質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで「15 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話にて送信確認を行うこと。なお、質問は1事業者1回限りとする。

(2) 質問の回答方法

質問及び回答は、令和8年8月26日（水）までに市ホームページ上にて公開する。ただし、質問内容が質問者独自の提案に関わるものと判断した場合は公開せず、当該質問者のみへ回答する。

6 参加申請の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。ただし、令和8・9年度印西市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については「⑤その他事業者に関する書類」の提出は省略可とする。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式1）（押印不要）

② 企業概要書（様式 2）

③ 業務実績表（様式 3）

3 参加資格(6)に規定する業務実績について、契約内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

④ 業務実施体制表（様式 4）

本業務の配置業務責任者及び配置業務担当者を明記し、それぞれの同業種実績や保有資格がわかる経歴書を添付すること。また、記載した同業種実績については業務の履行を証する書類の写し、保有資格については資格を証する書類の写しを添付すること。

⑤ その他事業者に関する書類

ア 履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内の正本）

イ 代表者印鑑登録証明（発行後 3 か月以内の正本）

ウ 事業経歴書（直近事業年度までの経歴・沿革を記載）任意様式

エ 業績報告書（直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付）任意様式

オ 国税の納税証明書 証明書の種類は「その 3 の 3」〔法人税と消費税及び地方消費税〕

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 28 日（金）16 時 30 分まで（必着）とする。

(3) 提出方法

① 提出書類①～④については電子メールにより提出すること。データ容量によりメールに添付しがたい場合は、web ストレージ等の使用を認める。送信後、電話にて送信確認を行うこと。提出書類⑤については紙ベースで 1 部を持参または郵送すること。

② 提出書類のファイル形式は PDF とし、提出書類①～④でそれぞれ 1 ファイルとすること（計 4 ファイル）。また、ファイル名は次のように設定すること。

（例）提出書類① 「貴社名称_①参加申請書.pdf」

(4) 提出先

「15 担当事務局」参照

7 一次審査（書類審査）

提出された参加申請書等に基づき、参加資格の確認及び一次審査を行う。参加申請者が 4 者以上の場合、業務実績及び実施体制の評価が高い上位 3 者を二次審査の対象者として選定する。

(1) 審査方法

一次審査については、参加資格を全て満たすことを確認した上で、「別添 1 審査基準」により採点を行う。なお、第 3 位の者が 2 者以上となる場合は、一次審査のうち「業務実績」の点数が多い者を選定し、「業務実績」の点数が同点の場合は、市に設置する印西市産業用地適地選定・可能性調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の合議で選定する。

(2) 結果通知

審査結果については、令和 8 年 9 月 4 日（金）に、全ての申請者に対し、メールにて通知し、市より電話にて送信確認を行う。

(3) その他

審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に関する異議は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出

二次審査の対象者として選定された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類（二次審査用）

① 企画提案書（任意様式）

A 4 判で表紙を除いて 20 ページ以内（片面）とし、ページ右下にはページ番号を付することとする。用紙左側に 25mm 以上の余白を設けることとし、文字サイズは 12 ポイント以上を使用することとする。

テーマ 1 業務実施方針

本業務実施に際しての考え方や進め方などの方針及び業務スケジュールを記載。

テーマ 2 適地選定業務に関する提案

新たな候補地の抽出手法（印西市の立地等を踏まえたもの）及び抽出した各候補地についての評価手法・整理手法、ならびにヒアリング対象となる開発事業者の選定手法等について記載。

テーマ 3 可能性調査業務に関する提案

事業化の検討に向けた産業用地整備計画（案）の作成手法及び事業成立に向けた事業化の検討手法について記載。

テーマ 4 ノウハウ・強み

本業務を実施するうえで、ノウハウや強みをどのように活かしていくかを記載。

② 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 資料の貸し出し

二次審査の対象者として選定された者の内、資料の貸し出しを希望する者は、資料貸出し申込書兼秘密保持誓約書（様式 5）を電子メールにて提出すること。その後、市と日程調整の上、担当事務局にて資料（CD）の引き渡しを行うものとする。貸出された資料から知り得た情報は提案書類の作成にのみ使用するものとし、提案書又は参加辞退届の提出後、速やかに資料（CD）を返却すること。

【貸出し可能な参考資料】

- ・印西市産業動向基礎調査業務委託 報告書一式（令和 5 年度実施）

(3) 提出方法

企画提案書、見積書及び内訳書は電子メールにて提出すること。データ容量によりメールに添付しがたい場合は、web ストレージ等の使用を認める。送信後、必ず電話による送信確認を行うこと。電子メールの提出期限は令和 8 年 9 月 25 日（金）16 時 30 分まで（必着）とする。

9 参加辞退

二次審査の対象者として選定された者で、企画提案書等の提出を行わない者は、辞退届（様式 6）を令和 8 年 9 月 25 日（金）16 時 30 分までにメールにて提出する

こと。送信後、必ず電話による送信確認を行うこと。

10 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和8年9月30日（水） ※時間は対象者に別途通知

(2) 場所

印西市役所内会議室 ※詳細は対象者に別途通知

(3) 説明者

説明者は最大で4名までとし、本業務の配置業務責任者及び配置業務担当者は必ず出席すること。

(4) 1者当たりの所要時間

- ・準備時間 5分
- ・プレゼンテーション 15分
- ・質疑応答 20分程度

(5) 内容説明

事前に提出された企画提案書に基づく説明を行うこと。企画提案書の追加や差し替えは認めない。

(6) その他

パソコン等の電子機器を使用する場合は、事前に「15 担当事務局」まで連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは担当事務局で用意し、パソコン等の機器は参加者が持参する。

(7) 候補者の選定

市に設置する委員会が、「別添 審査基準」に基づき二次審査の評価を行い、二次審査の合計点が最高点となる者を候補者として選定する。また、その他の者に対しても次点以下の順位を選定する。なお、最高点が複数者ある場合は、下記項目順に点数が高い者を候補者とし、それでも同点の場合は委員会の合議で決定する。

- ① 適地選定業務に関する提案
- ② 可能性調査業務に関する提案
- ③ ノウハウ・強み
- ④ 業務実施方針
- ⑤ プレゼンテーション（3項目の合計）

(8) 候補者への通知

令和8年10月6日（火）までに、二次審査の対象者に対して、メールにて通知し、市より電話にて送信確認を行う。また、市ホームページ上においても公開する。

(9) その他

審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に関する異議は一切受け付けない。

11 契約の締結

候補者として選定された者を随意契約の相手方として、契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容は、本業務の仕様として位置付けるものと

するが、協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積書の提案額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとし、以下同様とする。

12 失格事項

次の各号に該当することとなった場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 本要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書で定める業務に適合しない場合や二次審査の合計点が最低基準点を満たさない場合
- (7) 見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

13 手続きにおいて使用する言語等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本円

14 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、再提出等を認めない。
- (4) 審査に係る電話等の問い合わせには応じない。
- (5) 企画提案書については、本プロポーザル実施のために使用するものとして扱い、市に無断でその他の目的のために使用することはできない。
- (6) 本要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上、定めるものとする。

15 担当事務局

印西市環境経済部経済振興課商工振興係

住所：〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2

電話：0476-33-4483

メール：syoukanka@city.inzai.chiba.jp